

1 評価の概要

(1) 市民自治推進会議の発足と目的

市民自治推進会議は、札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）第31条の規定に基づき、専門的な見地に立って市民自治によるまちづくりの施策等を評価する仕組みの一環として、平成23年3月16日に発足。学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、公募した市民委員によって構成している。

同会議では、条例に基づく市民自治の推進に資する事業等を対象として、条例の文言・理念と照らし合わせながら、条例の理念に沿った取組内容となっているかを検証し、評価を行うことを目的としている。

＜委員構成：8名＞（敬称略）

【学識経験者】佐藤 克廣（座長 北海学園大学 教授）、福士 明（北海学園大学 教授）、武岡 明子（札幌大学 准教授）

【地域まちづくり活動実践者】福士 昭夫（石山地区町内会連合会 会長）、喜多 洋子（NPO法人 子育て支援ワーカーズブチトマト 代表理事）、丸山 博子（丸山環境教育事務所 代表）

【公募委員】北野 隆（NTT東日本-北海道）、横江 光良（NPO法人 北海道未来ネット）

(2) 今回の中間報告にあたって

平成23年度前半は、条例が施行されて、今年度をもって5年目を迎えることから、市の市民自治の取組に関する課題やその課題を解決するための改善点などを整理し、条例第32条に基づく条例の見直し等についても検討することとした。

(3) 評価の対象及び視点

条例の各条項に基づく市民自治の推進に資する主な事業・取組等を対象として、①条例の理念に沿った取組内容となっているか、②事業等の実施状況について、実績数値から成果や効果が見られるかを基準に検証し、札幌市における市民自治の取組について評価を行った。

なお、事業等の実施状況の評価については、事業が市民の意識に届いているか、市民の行動に結びついているかを考慮する必要もあり、意識調査などの結果も複合的に評価している。

評価の視点を整理すると次のとおりである。

◎市民自治の推進に資する制度や事業等の整備・運用状況、その実績数値

→市の整備・運用面からの評価

◎条例や市民自治の取組に係る市民への意識調査等の結果

→市民の意識面からの評価 + 市民の行動面からの評価

(4) 評価の方法、行程

第1～2回会議で、事務局（市民自治推進室）から札幌市全般における市民自治の取組状況等を説明、第3回会議以降に課題抽出を実施し、併せてその課題を解決するための方向性について検討を進めた。

＜開催状況＞

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 第1回（3/16） | 市民自治推進会議の趣旨、スケジュール確認 |
| 第2回（4/22） | 条例第31条に基づく評価の仕組み、市民自治の取組状況等について市から説明 |
| 第3回（5/27） | 条例の各条項の現状評価、課題について協議 |
| 第4回（6/23） | 条例の各条項の現状評価、課題（追加）及び今後の方向性について協議 |
| 第5回（7/21） | 条例の趣旨に沿って市民自治を推進するための方向性、条例の見直し等の検討 |
| 第6回（8/23） | 条例の見直し等に向けた方向性の確認 |

2 事業等の実績（条例制定以後の主な実績）

第2章 市民に係る取組

- ・市民自治や市民意識の変化の継続的把握（市政世論調査・市民アンケート等）
- ・企業の社会貢献活動を通じたまちづくりの推進（さっぽろまちづくりパートナー協定締結等）

第3章 議会及び議員に係る取組

- ・議会基本条例等の協議・検討（「市民に役立つ議会検討委員会」の設置等）
- ・「市民に開かれた議会」の取組（インターネットによる議会動画配信・キッズページの設置）

第4章 市長及び職員に係る取組

- ・市長、職員と市民の対話の創出（ふらっとホームなどの集団広聴事業、出前講座等）
- ・市役所内部の仕事の運用の変化（職員のための情報共有・市民参加推進の手引き、市民自治チェックリスト）
- ・市民と行政、あるいは市民同士の対話をより活性化させる取組（ファシリテーション研修、ワールドカフェ等）

第5章 行政運営の基本に係る取組

- ・効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営実現への取組（新まちづくり計画、予算編成過程等での市民意見の公募、「さっぽろのおサイフ」などの分かりやすい情報提供等）

第6章 基本原則によるまちづくりの推進に係る取組

＜市民参加＞

- ・パブリックコメントの運用や附属機関等への公募委員の導入等
- ・市民まちづくり活動促進条例の制定、「さぽーとほっと基金」の設置（1.3億円※23年8月時点）

＜子どものまちづくり参加＞

- ・子どもの最善の利益を実現するための権利条例の制定（子どもの社会参加の明文化）
- ・「子どもに対する情報発信&子どもの参加」手引の策定
- ・市内小学校3年生全員を対象とした「子どもまちづくり手引書」の配布

＜情報共有＞

- ・情報公開条例に基づく情報公開制度の運用
- ・市民参加できる場を事前にお知らせする取組の実施（公開会議やフォーラムの情報発信等）

＜まちづくりセンター＞

- ・地域の様々な団体のネットワーク形成支援（約9割の地域でまちづくり協議会等を設置）
- ・元気なまちづくり支援事業による地域の活動に対する財政的支援

＜身近な地域のまちづくりへの参加＞

- ・まちづくりセンター自主運営化（8か所）の推進、地域交付金制度による地域活動の活性化

＜区民協議会＞

- ・区民の意見を活かしたまちづくりの推進を可能とする「区民協議会」の全区設置

第7章 他の自治体との連携・協力に係る取組

- ・「札幌広域圏組合」の設立による共同ソフト事業の実施

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及び条例の見直しに係る取組

- ・多角的な評価の仕組みの整備・運用（集中評価会議、行政評価シートによる市民自治の内部評価、市民アンケート等の実施、市民自治推進会議の設置）

3 評価結果 ～全般部分についての指摘

条例の認知度は4割程度という調査結果もあり、決して認知度が高いと言えない。認知度調査を行うほか、浸透度を成果指標とすることも検討すべき。

4 評価結果 ～各条項についての指摘

職員のまちづくり参加(第14条、第15条関連)

- ・職員に対しては、地域活動やボランティアの参加を一層促すことが必要。
- ・職員のNPO等のまちづくり団体への理解度を深める必要がある。

行政運営(第16条関連)

- ・条例を作って、適正に運用するだけでなく、条例を評価し、条文を改正したり、運用を変えろといった政策法務の視点の導入を検討すべき。

行政評価(第19条関連)

- ・行政評価制度は、「なぜ実施しているか」など市民の理解が不十分。条例化を含めて、改めて制度の整備・運用について検討すべき。

市政への市民参加(第21条関連)

- ・全庁で積極的に市民参加を推進する根拠として、市民参加制度の条例化などを検討すべき。

住民投票(第22条関連)

- ・住民投票の通則的な条例をつくる自治体が増えており、札幌市でも調査・検討が必要。

市民がまちづくりを学ぶ機会の創出(第23条関連)

- ・市民がより市政やまちづくりについて学べる講座などの環境創出が期待される。

個人情報の保護(第27条関連)

- ・高齢者の見守り等の活動を支援するため、個人情報保護の正しい理解を促すことが必要。

地域のまちづくりの推進(第28条関連)

- ・まちづくりセンター自主運営化について、その利点などが多くの市民に周知されていないことから、情報提供の仕組みや機会が必要。
- ・まちづくり協議会・区民協議会について、誰もが参加できるような環境づくりが必要。

5 評価に対する今後の方向性(大きな6つの方向性)

1 市民が市政の主役であるという意識醸成を自治体(市民・行政・議会)として進めるべき。

- 条例の浸透度を調査する必要がある。(市民のみならず、職員、議員も同様)
- 町内会やNPOなど地域のまちづくり活動団体に関する理解を深める研修の実施。
- 市職員の地域のまちづくり活動やボランティアへの参加促進の取組強化。

2 中長期計画や財政運営において、市民参加による策定の拡充を進めていくべき。

- 他都市の状況を調査し、市民の声・地域特性に合わせた政策等の実施と、法務の運用体制について検討に着手する必要がある。

3 市政に参加したい市民の割合(約7割)に対し、市政に参加する機会が少ないと感じる市民の割合(約7割)が高いことは大きな課題であり、市民参加の取組の強化をすべき。

- 他都市の先進事例等を調査し、取組の強化策について市民参加制度の条例化も含めて検討に着手し、各部署が統一的な取組体制を構築する必要がある。
- 現時点で運用されている手引き等については、地域のまちづくりの観点も追加し、庁内一丸となった市民参加を進める仕組みを強化すべきである。

4 地域のまちづくり活動従事者に対する市からの情報提供や研修等を強化すべき。

- 住民が交流する拠点整備などを進めていく中で、その交流拠点において、まちづくりセンターと連携して、まちづくりについての情報提供やまちづくりを学ぶ機会を創出し、各地域の共通した課題である地域のまちづくり活動の担い手不足を解消するよう努力すべき。

5 まちづくり協議会や区民協議会の会議や活動の内容等を幅広い市民に情報発信し、幅広い市民、団体が参加できるよう努めるべき。

- さまざまな地域課題の解決には、さまざまな市民、団体によるネットワークを構築し、より強固な地域力の結集が必要である。
- 市は、まちづくり協議会や区民協議会の活動を幅広く情報発信するとともに、協議会の議論や活動を活性化するための支援を強化すべき。

6 まちづくりセンター自主運営化はそのメリット・課題をより積極的に情報発信すべき。

- 地域のまちづくりには、一定の成果が見られ、一部地域では先進的な取組が行われており、地域によって格差が生じている。地域の事情によって格差が生じるのはやむをえないが、それはしっかりとした情報提供と、住民自らが判断していることを前提とすべきである。

6 条例第32条に基づく「条例の見直し等」について

市民自治推進会議で議論した結果、**現状の課題や改善に向けた取組の必要性はあるものの、それは条例の文言の加筆・修正を要請するものではない**ことが確認された。したがって、**条例の各条項そのもの見直しについて、市民自治推進会議の結論は、当分は個々の条文改正の必要はない**というものである。

市民参加の機会の充実やまちづくり協議会・区民協議会、まちづくりセンター地域自主運営化などの市民への周知などをより一層加速させ、改善すべき取組等についてガイドラインの強化や条例化などの検討を進める必要がある。

7 今後について

今後、市民自治推進会議による中間報告の検討結果については、広く市民の意見を聞く機会を設け、それらの意見も踏まえ、今年度末を目途に最終報告をまとめることとする。また、改善が必要と指摘された市民自治に関する取組などは、関係部局との事前協議を進めながら、最終報告が提出され次第、本格的な検討を進める。